

令和8年度 就学援助申請のお知らせ（砂川学園新2年生～新9年生）

砂川市教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して就学援助を行っています。

援助を希望される方は、申請書に収入を証明する書類を添えて、教育委員会へ提出してください。令和7年度に認定を受けている方も、令和8年度は改めて申請が必要です。

コドモンの通知に記載のURLもしくは右下の二次元コードからフォームによる電子申請が可能ですので、ぜひご利用ください。

なお、生活保護受給者については提出不要です。

1 援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学生徒学用品費（令和8年2月の受給者を除く）、修学旅行費、通学費（片道の通学距離が児童4km以上、生徒6km以上で公共交通機関の定期券を使用する場合）、生徒会費（後期のみ）、卒業アルバム代等

2 援助を受けられるおおよその目安

給与所得者の家庭で前年の1月～12月までの総収入（源泉徴収票の支払金額）が、4人家族（例：父38歳・母36歳・子13歳・子8歳）で借家の場合、おおよそ400万円内になります。ただし、年齢構成や住宅事情等により計算方法が異なるため、該当にならない場合もあります。

3 提出書類

① 令和8年度就学援助申請書

② 令和7年1月から12月分の収入を証明する書類（提出がない場合は申請書をお返します）

※児童生徒と同居する方で収入のある方全員の証明書が必要です（世帯状況の確認をさせていただく場合があります）。

※源泉徴収票がない方は、給与証明書（別紙）を職場で記載してもらい、提出してください。

※収入証明書を提出できない理由のある方は、事前に相談してください。

※令和8年1月1日現在で市外に居住していた方は、所得課税証明書（令和7年度）を以前居住していた市町村から発行のうえ提出してください。

収入の種類	添付書類
給与所得の方	令和7年分給与所得の源泉徴収票の写し ※源泉徴収票のない方は、事業所発行の給与証明書
事業所得、農業所得 その他の収入の方	令和7年分所得税の確定申告書 令和7年分青色申告決算書 令和7年分収支内訳書 のいずれかの写し
手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当） 公的年金（老齢厚生年金等）など	令和7年1月から12月の受領額が確認できるもの 各種手当の支払通知書・証書等の写し 令和7年分公的年金等の源泉徴収票等の写し

※前年と職業が異なる方が世帯にいる方、現在失業中の方が世帯にいる方は、状況に応じて必要書類を説明しますので、教育委員会にお問い合わせください。

※書類に「健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険費」が記載されていない場合は、金額の確認ができるものを提出してください。

4 提出期限

令和8年3月6日（金）厳守

※提出期限を過ぎると、4月当初からの援助を受けることができませんので提出期限は厳守してください。

※期限までに提出できない特別な事情のある方は、必ず事前にご相談ください。

※認定・否認定の通知は、4月下旬に発送する予定です。

5 申請書の提出先

教育委員会（市役所2階25番窓口）

【ご相談・お問い合わせ先】

砂川市教育委員会 学務課学校教育係

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号

TEL (0125) 54-2121 内線2521

